

議案第 2 5 号

米子市教育支援委員会委員の任命について

米子市教育支援委員会規則(平成 1 7 年米子市教育委員会規則第 3 0 号)  
第 3 条第 2 項の規定により、米子市教育支援委員会委員を次のとおり任命  
する。

令和 6 年 4 月 2 4 日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和 6 年 4 月 2 5 日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで
- 2 委員の氏名、所属等

| 氏 名     | 所 属 等              | 備考 |
|---------|--------------------|----|
| 仲 倉 昭 雄 | 米子市教育委員会事務局学校教育課課長 | 新任 |
| 富 田 健 一 | 米子市立福米中学校副校長       | 新任 |

議案第 26 号

米子市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について

米子市学校運営協議会規則（令和 3 年米子市教育委員会規則第 4 号）第 8 条第 1 項の規定により、米子市立小・中学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。

令和 6 年 4 月 24 日

米子市教育委員会

1 委員の任期 令和 6 年 4 月 25 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名、所属等

（1）米子市立淀江中学校区学校運営協議会委員

| 氏 名     | 所 属 等       | 備考 |
|---------|-------------|----|
| 亀 尾 祐 子 | 淀江どんぐりこども園長 | 新任 |

（2）米子市立成実小学校学校運営協議会委員

| 氏 名    | 所 属 等  | 備考 |
|--------|--------|----|
| 阿部 由紀子 | 成実保育園長 | 新任 |

議案第 2 7 号

米子市図書館協議会委員の任命について

図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 1 5 条の規定により、米子市図書館協議会委員を次のとおり任命する。

令和 6 年 4 月 2 4 日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和 6 年 4 月 2 4 日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで
- 2 委員の氏名、所属等

| 区 分      | 氏 名     | 所 属 等    | 備 考 |
|----------|---------|----------|-----|
| 学校教育の関係者 | 八 幡 晋 史 | 米子市中学校長会 | 新任  |

議案第 28 号

米子市学校給食運営委員会委員の委嘱について

米子市立学校給食共同調理場条例（平成 17 年米子市条例第 81 号）第 5 条第 3 項の規定により、米子市学校給食運営委員会委員を次のとおり委嘱する。

令和 6 年 4 月 24 日

米子市教育委員会

1 委員の任期 令和 6 年 4 月 24 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名、所属等

| 区 分               | 氏 名     | 所 属 等                  | 備 考 |
|-------------------|---------|------------------------|-----|
| 米子市立学校の P T A の役員 | 齋 藤 孝 子 | 河崎小学校 P T A 副会長        | 新任  |
| 同 上               | 作本 未奈美  | 啓成小学校 P T A 副会長        | 〃   |
| 同 上               | 本 田 麗 子 | 後藤ヶ丘中学校<br>保護者と先生の会 会長 | 〃   |
| 米子市立学校の校長         | 太 田 敦 弘 | 和田小学校長                 | 〃   |
| 教育委員会が適当と認める者     | 箕浦 美穂子  | 箕蚊屋中学校 P T A 会長        | 〃   |

議案第 29 号

米子市指定有形文化財の指定について

米子市文化財保護条例（平成 17 年米子市条例第 77 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき次の有形文化財を米子市指定有形文化財に指定する。

令和 6 年 4 月 24 日

米子市教育委員会

有形文化財（歴史資料）

| 名 称            | 員 数 | 寸 法                                      | 所 在 地                      | 所 有 者          |
|----------------|-----|------------------------------------------|----------------------------|----------------|
| 皆生温泉市街<br>地設計図 | 1   | 縦 76.1 センチメー<br>トル<br>横 90.5 センチメー<br>トル | 米子市皆生温泉<br>一丁目 18 番 1<br>号 | 皆生温泉観光<br>株式会社 |

令和6年度米子市指定文化財候補の概要について

| 区 分  | 種 別             | 名 称        | 所在地                     | 員 数 | 所有者・管理者        |
|------|-----------------|------------|-------------------------|-----|----------------|
| 新規指定 | 有形文化財<br>(歴史資料) | 皆生温泉市街地設計図 | 米子市皆生温泉<br>一丁目18番1<br>号 | 1   | 皆生温泉観光株<br>式会社 |

【資料解説】(かいけおんせんしがいちせつけいず)

地方振興の一環として皆生温泉開発に着手した有本松太郎は、単なる温泉開発でなく都市計画を含む一大温泉郷開発を志した。その構想を具体的に示したのが「皆生温泉市街地設計図」であり、当時、国立公園・公園計画の第1人者であった内務省技師・折下吉延に依頼して、大正10(1921)年に作製されたものである。本図は、その後の街路、市街区画、電車線等都市計画の骨組みとなっており、皆生温泉のなりたちを物語る重要な歴史資料である。



皆生温泉市街地設計図 (縦 761 mm、横 905 mm)

## 報告第 3 号

### 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成 17 年米子市教育委員会規則第 8 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 6 年 4 月 24 日

米子市教育委員会

#### 1 臨時代理した事項

（1）米子市教育委員会事務局職員の人事異動について

（2）内容

令和 6 年 4 月 5 日付け米子市教育委員会事務局職員の人事異動を別紙のとおりとする。

#### 2 臨時代理を行った日

令和 6 年 4 月 5 日

#### 3 臨時代理を行った理由

米子市教育委員会事務局職員の人事異動について、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため。

令和6年4月5日付 人事異動表

※ 課長級

| 区 分              | 新 任                                                           | 旧 任                                | 氏 名     |
|------------------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------|
| 併<br>解<br>任<br>除 | 市民生活部市民二課長                                                    | 市民生活部市民二課長<br>(教育委員会事務局主査こども政策課兼任) | 足 立 謙 治 |
| 併<br>任           | (教育委員会発令)<br>監査委員事務局長<br>兼選挙管理委員会事務局長<br>(教育委員会事務局主査こども政策課兼任) | 監査委員事務局長<br>兼選挙管理委員会事務局長           | 吉 持 貴 文 |

※ 派遣

| 区 分    | 新 任                           | 旧 任     | 氏 名     |
|--------|-------------------------------|---------|---------|
| 併<br>任 | (教育委員会発令)<br>教育委員会事務局こども政策課係長 | (鳥取県教委) | 小 川 貢 司 |
| 併<br>任 | (教育委員会発令)<br>教育委員会事務局こども政策課主任 | (鳥取県教委) | 本 庄 剛 士 |